

合併等により新たに設立された会社等で申請をされる方へ

合併等により新たに設立された会社等で競争参加資格審査の申請をされる場合、以下のとおり審査を行います。

1. 合併等により新たに設立された会社等の定義

- ① 合併により新たに設立された場合における新設会社（「合併新設会社」）
- ② 合併により、その一方が存続した場合における存続会社（「合併存続会社」）
- ③ 親会社はその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
- ④ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（「承継譲受会社」）
- ⑤ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者（「譲受業者」）

2. 申請手続き

合併等により新たに設立された会社等で競争参加資格の申請をされる方は、合併等に係る契約書の写しを添付して申請してください。

なお、既に令和7・8年度における競争参加資格の等級決定を受けている合併存続会社及び譲受業者の合併等前の各会社等で、再度の申請を希望する場合には、再度の競争参加資格審査の申請をすることができます。

また、合併等により新たに設立された会社等で競争参加資格の申請をされる場合で、従前の競争参加資格の等級決定を変更又は取り消す必要がある会社等については、別紙第8号様式「競争契約参加資格審査申請書変更届」を提出して下さい。